

平成28年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会会議録（抄）

日時 平成28年7月14日（木）14時30分～16時30分

場所 さいたま市民会館うらわ 603・605会議室

【出席委員】（敬称略）

五十嵐樹里奈、伊藤美佐子、大町明、岡村勝巳、柿塚一二三、北濱博之、佐々木みつる、清水政和、杉田裕司、鈴木千代子、田中岑夫、角田丈治、長塩礼子、中田幸枝、中根朝子、藤高祥子、藤谷克己、保坂由枝

【事務局】

保健福祉局：藤原局長、青木理事

いきいき長寿推進課：吉田課長、小島係長、藤主査、藤波主任、山下主事

介護保険課：緑川課長

高齢福祉課：田辺課長

区高齢介護課：小山課長（西区）、松本課長（北区）、金子課長（大宮区）、猪野課長（見沼区）、川角課長（中央区）、益岡課長（桜区）、西村課長（浦和区）、兼山課長（南区）、石崎課長（緑区）、中村課長（岩槻区）

さいたま市社会福祉協議会

：佐々木在宅サービス課長、植村生活支援コーディネーター、片山主査（岩槻）、清水主査（大宮）

【傍聴人】 3名

1. 開会	
司会	<p>それでは、定刻となりましたので、「平成28年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会」を開催させていただきます。本日は、お忙しい中、本運営協議会にご出席いただき、ありがとうございます。18名の委員の御出席をいただいております。</p> <p>本日の司会進行を務めさせていただきます、いきいき長寿推進課の小島と申します。どうぞ、よろしくお願いいたします。</p> <p>最初に、配布資料の確認をいたします。本日お配りいたしましたのは、次第、席次表、資料1『新しい介護予防・日常生活支援総合事業について』、資料2『高齢者生活支援体制整備事業について』、資料3『平成28年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会差替え資料』、資料4『平成28年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会当日資料』、資料5『平成27年度第2回さいたま市地域包括支援センター運営協議会における委員からの御意見』となっておりますが、お揃いでしょうか。不足がございましたらお申し出下さい。また、事前に平成28年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会事前送付資料を送付させていただいておりますが、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら併せてお申し出下さい。</p>

2. 委員紹介	
司会	<p>次に、新たに本運営協議会の委員となられた方の御紹介をさせていただきます。</p> <p>さいたま市老人福祉施設協議会から杉田裕司委員でございます。杉田委員は、「さいたま市老人福祉施設協議会」所属の邨山由紀子委員の退任に伴い、後任として、本運営協議会委員に就任されました。なお、杉田委員の任期につきましては、「さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第2条第3項の規定により、任期は前任の邨山委員の残任期間となり、平成30年3月31日までとなります。</p>
2. 保健福祉局長挨拶	
保健福祉局長	挨拶
3. 行政説明	
司会	<p>それでは、「さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第4条第1項の規定により、会長が本会議の議長を務めることになっておりますので、藤谷会長にはこれからの会議の進行をお願いいたします。藤谷会長、よろしくお願いいたします。</p>
藤谷会長	<p>それでは、これから議長を務めさせていただきます。会議の円滑な進行につきまして、ご協力のほど、よろしくお願いいたします。</p> <p>早速ですが、「さいたま市地域包括支援センター運営協議会設置要綱」第4条第3項規定により、本会議は公開することとなっております。「さいたま市地域包括支援センター運営協議会及びさいたま市区地域包括支援センター連絡会 会議運営要領」第4条規定に基づき、会長が傍聴人の許可及び人数を定めることとなっております。</p> <p>傍聴人を許可するものとし、傍聴人の人数を10人と定め、傍聴人の許可は先着順に行うものとしますがよろしいでしょうか。(委員 異議なし)</p> <p>それでは、傍聴を希望されている方の確認を、事務局にお願いします。</p> <p>(事務局) 傍聴人は、3名です。</p> <p>それでは、3人より傍聴希望があるとのことですので、先着順で許可いたします。それでは、事務局は、傍聴人を入場させてください。</p> <p>それでは、まず議事に入る前に、事務局より行政説明がございます。こちらは、この後の議事にも関連する内容であることから、先に説明をさせていただきます。</p> <p>次第4 【行政説明】(1)「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」について、事務局に事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>いきいき長寿推進課の山下と申します。</p> <p>本日は、平成29年4月より開始いたします「新しい介護予防・日常生活支援総合事業」の概要につきましてご報告いたします。</p> <p>まず表紙裏側の目次をご覧ください。本日の資料は4章構成となっております。</p> <p>時間の都合上、ポイントを絞った説明となりますことをご了承ください。</p> <p>それでは、1ページをご覧ください。第1章「新しい介護予防・日常生活支援総合事業の概要」からご説明いたします。まず、「1. 新しい総合事業とは」についてですが、厚生労働省では新しい総合事業に対して大きく3つの考え方を示しています。</p>

一つ目に地域包括ケアの視点、二つ目に新しい総合事業の目的、三つ目に対象となる方の考え方があります。重要な点になりますので、上から順に確認してまいります。

①地域包括ケアの視点では、「団塊の世代が75歳以上となる平成37（2025）年に向け、単身高齢者世帯や高齢者夫婦のみ世帯、認知症高齢者の増加が予想されるなか、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、介護だけではなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される地域包括ケアシステムの構築が重要な政策課題となっている。」

②新しい総合事業の目的では、「市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、地域の支え合いの体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能にすることを目指すものである。」

③対象となる方の考え方では、「掃除や買い物などの生活行為の一部が難しくなっているが、排せつ、食事摂取などの身の回りの生活行為は自立している者が多い。このような要支援者の状態を踏まえると、支援する側と支援される側という画一的な関係性ではなく、地域とのつながりを維持しながら、有する能力に応じた柔軟な支援を受けていくことで、自立意欲の向上につなげていくことが期待されている。」となっております。

2ページをご覧ください。冒頭でも申し上げましたが、さいたま市では平成29年4月より新しい総合事業へ移行し、平成37年に向け順次検討を行ってまいります。

3ページをご覧ください。第2章では、さいたま市の状況について記載しておりますが、本日はポイントのみご説明いたします。

3ページ上段のグラフは、総人口の推移と、年齢区分別の人口推移を示しています。ここでは、後期高齢者が今後急速に増加していくことと、それに反比例して生産年齢人口が減少していくことが確認できます。次に、下段のグラフでは、人口のボリューム層が確認いただけます。さいたま市では、現在60代の団塊の世代と、現在40代の団塊ジュニアの世代が多く居住しており、今後の高齢化に大きな影響をもたらすことが想定されます。

4ページでは、高齢化の見通しとして、高齢化率について記載しております。人口のボリューム層である団塊の世代や団塊ジュニアの世代が高齢化することで、高齢者が急速に増加します。また、併せて生産年齢人口が減少することで、高齢化率も急速に高まります。

5ページでは、さいたま市の要支援・要介護認定者数の状況について記載しております。まず、下段のグラフをご覧ください。このグラフは、年齢階級別の認定率を示しています。前期高齢者では、認定率が一桁となっておりますが、75歳を境に認定率が急速に高くなり10%を超えております。さきほどご説明いたしました、後期高齢者人口の増加と併せて考えていただければ、認定者数が増加していくことは想像に難くないと思います。上段のグラフをご覧くださいとわかりますように、要支援・要介護認定者数の増加に伴い、認定率も22%を超えることが想定されております。

6ページでは、高齢化に伴う認知症のリスクの増加について2つのグラフをお示し

しております。

7ページでは、高齢化に加え、単身高齢者世帯の増加についてグラフをお示ししております。

3ページから7ページまでさいたま市の状況をお示ししてまいりましたが、人口構造の激変や要支援・要介護認定者、独居高齢者の増加が御確認いただけたと思います。

8ページをご覧ください。8ページから10ページまでは、第3章としたしまして、新しい総合事業の実施に関する総則的な事項について記載しております。

まず、2として、背景及び新しい総合事業の基本的な考え方について、6項目をあげております。

(1) 多様な生活支援の充実、(2) 高齢者の社会参加と地域における支え合いの体制づくり、(3) 介護予防の推進、(4) 市町村、住民等の関係者間における意識の共有と自立支援にむけたサービス等の展開、(5) 認知症施策の推進、(6) 共生社会の推進

新しい総合事業へ移行するにあたり、これらの基本的な考え方を踏まえた事業の実施が求められております。

9ページをご覧ください。

3として、新しい総合事業の位置づけを図でお示ししております。新しい総合事業は、図右側に記載がありますが、改正前介護予防訪問介護等から移行し、要支援者等に対して必要な支援を行う「介護予防・生活支援サービス事業」と、第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う「一般介護予防事業」からなります。また、新しい総合事業では、改正前介護予防訪問介護等に相当する専門的なサービスに加え、住民主体の支援等の多様なサービス、一般介護予防事業の充実を図り、市町村の独自施策や市場において民間企業により提供される生活支援サービスも含め、総合的なサービス提供が行われ、要支援者等の状態等にあったふさわしいサービスが選択できるようにすることが重要とされております。

10ページをご覧ください。4では、市町村による効果的・効率的な事業実施についてということで3つのポイントをお示ししております。

(1) 状態に応じた住民主体のサービス利用の促進、(2) 認定に至らない高齢者の増加、(3) 要支援状態からの自立の促進や重度化予防の推進等

これらの項目の実現により、持続性の高い制度としていく必要があります。

5では、総合事業の事業費にかかる上限について記載しております。新しい総合事業では、費用の伸び率が中長期的に、サービスを主に利用している75歳以上の高齢者数の伸び率程度となることを目安に努力することとされています。さいたま市に置き換えますと、現在費用の伸び率が10%程度であるものを、さいたま市の75歳以上の伸び率である5%程度以内にするのが求められており、より自立支援に重点を置いた効果的かつ効率的な事業実施を行う必要があります

11ページをご覧ください。第4章では、総合事業のうち、介護予防・生活支援サービス事業について記載しております。2では、さいたま市のサービス事業の構成案をお示ししております。サービス事業は、訪問型、通所型、介護予防ケアマネジメン

	<p>トの3事業を実施いたします。訪問型サービス及び通所型サービスは、介護予防サービスで提供されていた介護予防訪問介護・介護予防通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなります。多様なサービスについては、介護予防訪問介護・介護予防通所介護に係る人員や施設等の基準よりも緩和した基準によるサービスの実施を想定しております。</p> <p>12ページをご覧ください。サービス事業の対象者につきましては、要支援1又は2の認定を受けた方及び、基本チェックリストを用いた簡易な形で対象者として判定された方となります。いずれも、地域包括支援センターが実施する介護予防ケアマネジメントを通じて自立支援に向けた取組みを行うこととなります。</p> <p>最後に、資料にはございませんが、今後のスケジュールといたしまして、秋頃を目安にサービス事業に係る基準等の素案を策定し、各種説明会を通じて制度や新しい総合事業についての考え方の周知を図ってまいります。</p> <p>私からの報告は以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>ありがとうございました。続きまして、</p> <p>【行政説明】(2)「さいたま市高齢者生活支援体制整備事業」について、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
<p>事務局</p>	<p>いきいき長寿推進課 藤と申します。</p> <p>さいたま市高齢者生活支援体制整備事業について、御説明させていただきます。資料2をご用意ください。</p> <p>本事業は、平成27年度の介護保険制度改正で、社会保障充実分として新しく包括的支援事業に位置付けられたもので、国の事業名では、「生活支援体制整備事業」とされているものになります。(社会保障充実分⇒生活支援体制整備事業、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策推進事業、地域ケア会議推進事業)</p> <p>生活支援・介護予防サービスの充実を図るために、創設された事業になりまして、本市での事業名を「さいたま市高齢者生活支援体制整備事業」としております。</p> <p>それでは、2ページをお願いします。この資料は、厚生労働省から出されている「地域包括ケアシステム」のイメージ図になります。</p> <p>この図をご覧くださいと、中心に住まいとあり、地域で暮らす高齢者等を中心としまして、病気になったら医療、介護が必要となったら介護、そして、いつまでも元気に暮らすために生活支援・介護予防となっています。</p> <p>地域包括ケアシステムは、こういった、医療・介護・住まい・生活支援・介護予防が包括的に確保される体制を目指すもので、今回の生活支援体制整備事業は、この生活支援・介護予防の部分を充実させていくことを目指したものになっています。</p> <p>3ページをお願いします。こちら、厚生労働省の資料になります。</p> <p>高齢者がいつまでも住み慣れた地域で暮らすための生活支援・介護予防サービスの提供のイメージの図となっております。</p> <p>生活支援・介護予防サービスは、こちらに様々なサービスの例が挙げられていますが、その活動範囲から、市町村単位の圏域や日常生活圏域、小学校区単位の単位や近隣など様々な圏域での重層的な活動が想定され、そのサービスの提供主体として、従</p>

来の介護保険サービス事業所によるサービス提供のほか、民間企業やNPO法人、協働組合、社会福祉法人、ボランティア、といった多様な事業主体が想定されています。多様な事業主体による重層的な生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築を支援していくために、市町村を核とした支援体制を充実・強化していくこととされ、それが、今回の事業となります。

では、どのようなことに取り組むのかについては、次の4ページになります。こちらは、厚生労働省の資料に一部加筆させていただいたもので、「生活支援・介護予防の体制整備事業」の資料になります。

国は、本事業を「生活支援・介護予防の体制整備」として、「生活支援体制整備事業」としておりますが、本市におきましては、「さいたま市高齢者生活支援体制整備事業」としております。

本事業の内容は、大きく2つあり、まず1つ目は、図の上部になりますが、「(1)生活支援コーディネーターの配置」になります。

もう1つは、図の下方となりますが、「(2)協議体の設置」になります。

生活支援コーディネーターは、多様な主体による多様な取組のコーディネート機能を担うものになります。

コーディネート機能には、「A 資源開発」、「B ネットワーク構築」、「C ニーズと取組のマッチング」の機能がありますが、当面「Aの資源開発」と「Bのネットワーク構築」を中心に充実させていくこととなります。

協議体は、コーディネーターの活動を支援し、多様な関係主体間の定期的な情報共有や連携・協働による取組を推進する場になります。関係者が地域の課題や地域づくりの方向性を話し合い、共有し、生活支援のための活動やサービスを一緒につくっていくための場になります。

コーディネーターと協議体のエリアについてですが、ページの真ん中の部分にありますとおり、第1層を市町村区域、第2層を日常生活圏域として、充実していくこととされています。

資料の5ページをお願いします。本市の高齢者生活支援コーディネーターの役割でございますが、地域の方が必要としている生活支援サービスの発掘や、地域に不足しているサービスがあれば、その創出に向けた働きかけを行います。また、元気な高齢者などはサービスを受ける側ではなく、担い手として活動できる場の確保などを行ってまいります。

サービス提供主体間の連携の体制づくりにつきましては、協議体を通じまして、情報共有などを行ってまいります。

高齢者生活支援コーディネーターの活動範囲でございますが、その活動エリアを表のとおりと定めております。

さいたま市の全市域を活動エリアとする第1層、日常生活圏域を活動エリアとする第2層としております。

第1層のコーディネーター及び協議体につきましては、平成27年9月からさいたま市社会福祉協議会に業務委託し、すでに実施しております。

	<p>第2層につきましては、各地域包括支援センターと業務委託契約により圏域ごとに高齢者生活支援コーディネーターを1名配置する予定でございます。本市は、日常生活圏域が27圏域ございますので、27名の配置を予定しております。</p> <p>6ページをお願いします。高齢者生活支援コーディネーターの活動について御説明させていただきます。</p> <p>高齢者生活支援コーディネーターの具体的な活動につきましては、地域に入っの、地域の状況把握や地域資源マップの作成、地域活動への参加、また、協議体の運営を通じた多様なサービス提供主体間の連携など、多岐にわたっの活動を考えております。</p> <p>このように、地域での活動を行う高齢者生活支援コーディネーターでございますが、その配置等のスケジュールについて、御説明させていただきます。</p> <p>こちらの図は、さいたま市第6期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から抜粋したものになります。</p> <p>第1層のコーディネーター及び協議体につきましては、先ほども御説明をさせていただきましたが、さいたま市社会福祉協議会に委託して平成27年度からコーディネーターを配置し、協議体を設置し、引き続き実施しております。</p> <p>第2層につきましては、平成27年度に南区東部圏域と岩槻区中部圏域の2圏域でモデル事業として実施しました。この2圏域につきましては、継続して実施できるよう今年度4月から先行して正式に、コーディネーターを1名ずつ配置しております。</p> <p>残りの25圏域につきましては、平成28年10月より配置できるよう、各地域包括支援センターと調整しているところでございます。</p> <p>そして、平成29年度につきましては、市内全域でコーディネーターが地域で具体的に活動を展開していけるよう、第1層のコーディネーターや協議体とともに、その活動を支援し、推進してまいりたいと考えております。</p> <p>さいたま市高齢者生活支援体制整備事業についての説明は、以上となります</p>
会長	ありがとうございました。以上で行政説明は終了とさせていただきます。
5. 議事	
会長	<p>それでは、これより議事に入らせていただきます。</p> <p>委員の皆様からのご意見やご質問につきましては、事務局の説明終了後にお受けさせていただきます。その際は、挙手によるご発言をお願いします。</p> <p>議事(1)「平成27年度さいたま市地域包括支援センター運営状況等について」、事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>いきいき長寿推進課の藤波と申します。</p> <p>まず、事前送付資料9ページから地域包括支援センターの運営状況についてご説明いたします。平成27年度市内27の地域包括支援センターで行っている業務の内容と実施回数について記載しております。こちらは市内27の地域包括支援センターの総件数を記載しており、各地域包括支援センターの個別の件数につきましては、13ページから記載しております。こちらの一覧表につきましては、平成26年度と平成27年度の比較ができるよう、左右で掲載しております。13ページの見沼区の敬寿</p>

	<p>園の件数につきましては、平成27年度から敬寿園が新たに設置されたため、平成26年度の数字については実績がございません。一覧は、「平日・土日祝日」「土曜日」「日祝日」の3種類を掲載しております。</p> <p>なお、「平日・土日祝日」の一覧の権利擁護業務につきましては、「0」と記載されている箇所がございますが、制度のご案内といった一般的な対応は含まれておらず、実際に相談からケースへ動き出した件数をカウントしております。</p> <p>19ページ以降の「平成27年度権利擁護事業実績報告」については、各地域包括支援センターで対応した権利擁護事業にかかる相談件数の内訳や具体的な対応内容となっております。なお、傍聴人用資料では個人情報の観点から、こちらの資料を省略しておりますので、ご了承ください。</p> <p>47ページからは、平成27年度介護者サロン実施一覧となっております。</p> <p>さいたま市では、地域包括支援センターにおいて介護者サロンを実施しており、介護をしている人が悩みや疑問を語り合い、介護者同士の交流をはかる介護者支援として、実施しております。また、各地域包括支援センターで実施している内容や参加者からの声を掲載しております。</p> <p>54ページから「平成27年度地域包括支援センターの決算状況」になります。</p> <p>54ページは収入について、55ページは支出についての一覧となっております。</p> <p>57ページから「平成28年度地域包括支援センターの予算状況」になります。</p> <p>57ページは収入について、58ページは支出についての一覧となっております。</p> <p>以上で、議事（1）平成27年度さいたま市地域包括支援センター運営状況等について、説明を終わらせていただきます。</p>
会長	ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。
藤谷委員	54ページの決算状況になりますけれども、決算の状況についてここで審議できるかはわかりませんが、委託料収入の決算なのですが、介護予防事業のところをみますと「0」が続きますが、「120万」と並んでいるところがありますが、このようにキリのよい決算があるのかと不思議に思いますが、この内訳はどのようになっているでしょうか。
事務局	<p>まず委託料収入に掲載しております介護予防事業ですが、こちらはさいたま市で行っている二次予防事業の教室の受託金額となります。二次予防教室につきましては、市内で5つの教室がありまして、地域包括支援センターを運営する法人が実施する場合もあれば外部の事業者が事業を実施する場合があります。</p> <p>こちらに掲載されているものは、地域包括支援センターで行う事業について契約を結んだ形で金額をつけております。金額につきましては、見積合わせを行ったうえでの金額となっております。</p>
藤谷委員	ということはある業者の方に丸投げで、お金を支払っているということに理解してよろしいでしょうか。それが今後適正かどうかということについては、どなたがどのように判断されるのでしょうか。
事務局	これにつきましては、委託契約方法が競争入札といいますか競争させていると思いますので、公平性が保たれているものと考えております。

	併せまして会長の方からご指摘いただきました契約金額等についてチェックできる体制を検討してまいります。
藤谷委員	そうですね。場合によっては、この会議の場に限って結構ですが、見積内容を公開していただくとかということもあるいは必要であろうかと存じます。
会長	他にご質問ございますか。
角田委員	今の委託料収入の件ですけれども、102ページの資料にある教室を事業所に委託したということよろしいですか。
事務局	はい。
角田委員	わかりました。
会長	今の角田委員の質問・説明によりますと、102ページに資料がございまして、ここに二次予防事業とございますが、これに関する費用が1施設あたり120万という金額ということでございました。 他にいかがでしょうか。なにかご意見・ご質問ございますか。
中根委員	13ページからの活動報告のなかで、総合相談支援業務の地域におけるネットワークの構築で、地域支援会議、地域支援個別会議という欄があります。我々、薬剤師会の方ではこういうものに参加するようにと日薬会などに盛んに言われているのですが、さいたま市では参加が片手くらいでなかなかないです。やっぱりネットワークの構築を今後しっかりやらないといけないと思います。地域支援会議、地域支援個別会議の少ない理由、一桁、3とか4とかが多いです。このあたりの状況を教えてくださいたいと思います。
会長	事務局の方から説明をお願いします。
事務局	それでは、お答えさせていただきます。地域支援会議、地域支援個別会議ですが、まず地域支援個別会議から説明させていただきます。こちらは地域包括支援センターで色々な困難時、自分達で解決出来ないようなケースについて、医師の方、介護に関する事業所の方など多職種の協働によって実施する会議になっております。年に何回開催するというのではなく、実際ケースがあがった時に自分たちで解決できないと判断した場合に開催するものとなっております。開催回数にばらつきがでてしまうのは、取り扱う件数が地域ごとに違うことで差が出てきている形になります。 次に地域支援会議ですが、各地域包括支援センターによって圏域のネットワークの状況、集まる回数に差があることにつきましては、今後こちらとしても確認していきたいところではありますが、定期的な開催を行っているところもあれば定期的プラス随時で開催しているところもあり、そこで差が出ているかと思えます。
会長	以上です。よろしいでしょうか？
中根委員	相談件数からして、地域包括支援センターで解決できる事が多くて、地域の専門職の方々を集めるのは、このくらいの比率なのかなという認識でよろしいですか？それとも何かの事由があつてなかなか開催しづらいとか、声かけてもなかなか集まらないとかそういう状況はありますか？ ほとんど皆さんの中で解決できるから件数が少ないという形でよろしいですか？
会長	そういうことで理解してよろしいでしょうか？

事務局	<p>数値を見る限りでは、おっしゃるような回数の部分もあるかと思えます。これから地域包括システムを構築するうえで、まず地域課題を把握しなければいけないと思っております。こういったケースを会議に挙げるべきか、包括の研修会を含めて情報・意識を共有できればと思えます。あと、確かに参画をお願いしている関係上、なかなか全員の方が集まりづらい事情もあるかと思えますが、これから重要なキーポイントでありますから、なるべく必要な会議は適宜開催できるように検討して参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか？他に、ご意見・ご質問ございませんか？</p>
佐々木委員	<p>48ページから52ページ、地域包括支援センターの介護者サロン実施一覧表において、社協みなみの開催回数がとても多いのに、ふれあいサロンの関係が少ないのは、これからどうするのかということを事前資料でお答えいただければと思えます。</p>
会長	<p>ただいまの佐々木委員のご質問に関しまして、事務局の方、回答・検討いただければと思えます。</p>
事務局	<p>それではお答えさせていただきます。介護者サロン実施一覧表はそれぞれ地域包括支援センターで開催するサロン名を年間通して行っている件数になります。定期的に1か月に1回開催できるサロンもあれば、内容によって開催準備期間が必要となり、開催できる回数が限られてしまう場合もございます。サロン別だけで見えていきますと回数にばらつきがあるように見えますが、各地域包括支援センターで見た時には、年を通して実施した各サロンをセンターが介護者サロンとして実施したという形で理解いただきたい。</p>
会長	<p>よろしいでしょうか？委員の1人として伺いたいのですが、一つは中根委員からご指摘がありました地域包括支援会議について、回数もさることながら、人数のばらつきがあって、例えば13ページの数字がございます。地域支援会議、地域支援個別会議、地域ネットワーク構築における人数のすごく多い所は157名とか、単純に7回で分割しても相当な人が集まっていて、会議になるのか、実態がよくわからない。</p> <p>地域ケア会議が実際どう行われて、どんな事が話し合われているのか、ここに全然上がってこないのですね。問題がないからそのままいいのかと言う風に考える事も出来るのですが、果たして、そういった事が埋もれてしまって、地域ケア会議の実態がわからないまま、ずっと何年も過ぎてしまって、ある意味少し問題が残るのではないかと思います。なんらかの形で地域ケア会議の資料をこちらにいただいて、どんな事が実際話し合われているのか、それに対してどの様なアウトプット、アウトカムが生まれたのか知りたいと思えます。合わせて資料を出していただければと存じます。他の委員の皆さんはよろしいでしょうか？</p>
清水委員	<p>資料13、14ページで、先ほどの地域支援ケア会議、包括的継続的ケアマネジメントの介護専門員への個別支援、個別事例に対するサービス担当者会議開催支援の回数とケアプラン作成指導者等を通じた介護支援専門員のケアマネジメントの指導回数、この部分に強烈な差が出てくるなど言うところで、実際に担当者会議を開催して支援しているのか、0回の所もあれば18回、すごい所は127回。個別の指導に関しては上の方は310数回、一桁台、0という所も。この差は具体的にどうしてそ</p>

	うなったのか、できたらご説明お願いします。
会長	清水委員のご質問に関して、ご説明お願いします。
事務局	申し訳ございません。この点については確認できておりませんので、次回ご報告させていただく形でもよろしいのでしょうか？
会長	もしわかればと言う事なので、私共は大丈夫です。数字が少し突出していたりもするので、それほど緊急性がなければ次回の会議と言う事でよろしいのでしょうか？
清水委員	はい。
会長	次回の会議で説明を改めて求めたいと思います。 次に、議事(2)「平成27年度さいたま市地域包括支援センター業務評価について」、事務局に説明を求めたいと思います。よろしくお願いします。
事務局	議事(2)平成27年度さいたま市地域包括支援センター業務評価について、説明いたします。事前送付資料60ページをご覧ください。 地域包括支援センターの業務評価については、平成24年度に正式な実施に先立って試験的に業務評価を行い、平成25年度から正式に実施となりました。評価対象期間を平成27年度の4月から1月までとし、評価時期は平成28年2月としました。 評価方法ですが、各センターが、地域包括支援センター業務評価表に基づき自己評価を実施した後、高齢介護課の担当職員が、センター職員への聞き取りや、各種書類の確認等により再度評価しました。 評価結果についてですが、61ページから評価項目の件数について掲載しております。評価項目及び評価基準については、64ページから66ページまでに参考として掲載しております。また、各センターの評価結果につきましては、67ページから記載しておりますのでご確認下さい。 以上で議事(2)平成27年度さいたま市地域包括支援センター業務評価について、説明を終わらせていただきます。
会長	ありがとうございます。ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。
佐々木委員	例えば73ページですけれども、説明がいろいろ書かれていますが、包括と区の評価がオールBとなっている。年間重点事業目標についても、いろいろ書かれているがなぜB評価となっているのか説明をいただきたい。
大宮区高齢介護課長	通常にできていればBとなり、突出してできていることはないということでB評価としました。
佐々木委員	79ページあたりに区の評価がAの箇所が2つあるが、年間重点事業目標がBということは、コメントが書いてあるので施設の方もごもっともだと思っていられるけれども、いまの73ページのものと比較してはいけないのかなと思いながら質問しました。 区の評価というのは、時間をかけて評価するのでしょうか。文書を見ながら評価するのか、マニュアルを見ながら評価するのか、何人で評価をしているのでしょうか。
事務局	見ていただいている79ページには基本的事項や総合相談・支援業務等がありまして、年間重点事業目標というものも一つの項目の評価として実施しており、トータルの評価ではないということで御理解ください。

	<p>区の評価人数ですけれども、評価結果表の下に評価者という欄があり、各区2名程度で評価を行っています。</p>
会長	<p>プロセスに関しては書面で審査するという形でよろしいですね。</p> <p>他にご意見・ご質問ございますか。</p>
保坂委員	<p>80ページにつきまして、包括の評価がAで区の評価がB、年間重点目標についてもBがCに一段階ずつ下がっていますが、包括での実施者と区の評価者の間になにかズレみたいなのはあったのでしょうか。</p>
桜区高齢介護課長	<p>たしかにご指摘のありました包括の評価につきましては、自己評価よりも一段階下げた区で評価をしております。これにつきましては、A、B、C、Dまで評価区分がありまして、Aは標準以上のものが出来ている、Bは実施目標どおりということの評価です。これにつきましては、区から包括、法人へも伝えていましたが、法人としては自己評価を標準以上ということで評価したものであります。文書の調査及びヒアリング、面談等を行いまして、区の評価としては標準以上のものではないとの確認を取っています。つまり、実施はできていますが、標準以上のものではないということです。最後の年間重点事業目標につきましては、数値目標がありますのでこの目標を達成できなかったということでCという評価となっております。これにつきましては、ヒアリングをした際に管理者にも伝えており、包括にも了承していただいています。</p>
藤谷委員	<p>年間重点目標というものは、次の説明に入りますけれども事業計画書のなかにあります。後でまた説明を聞いていただきたいと思いますが、年間重点目標は各施設で違うのです。違う目標を立てている中で評価をしてAかBかということに意味があるのかという疑問があります。というのも、ハードルを低くすれば全部達成できるのでAになりますが、ハードルを自分たちの首を絞めて高くすると全部Cになるかもしれないという矛盾が生じるので、こういった評価に果たして意味があるのかということに疑問が残ります。これに関してはどのようにお考えでしょうか。</p>
事務局	<p>委員ご指摘のとおりで、この辺につきましては、さきほどご案内しましたとおり包括の役割というものが大きく変わってくるという関係上、もう一度評価内容等について検討を重ねていきたいと思っています。</p> <p>ご指摘いただいたように、市が活動方針を定めてそれに沿うような形の目標を定めていただくことが肝要ではないかと考えています。</p> <p>まず、市が平成29年度こうしてほしいという方針を示し、そこに向かって包括がどう動いていただいたら良いかということを目標にしないと、それこそ包括のさじ加減で、包括が目標点（達成基準）を設定してしまうということから、その辺も含めて検討していきたいと思っています。</p>
会長	<p>よろしくお願ひします。課長がおっしゃるとおり、一つは指針というかガイドラインでここを決める。一応ハードルは同一レベルにさせていただくのが一つ。</p> <p>もう一つは、いわゆる評価項目を見直すということでありましたので、もし一度この場で皆さんが議論できるようなチャンスがあるのであれば、なるべく早めにいただければと思います。</p>
伊藤委員	<p>61ページの評価結果を細かく見たときに専門職の配置というところがC評価の箇</p>

	<p>所が5、6箇所になっていますが、これは専門職の配置が少ないということにとらえて良いのか？職員が足りていないのであれば、増やすように指導がいつているのか？また今年からは人数が達しているのか？ということについて聞きたいと思います。</p>
事務局	<p>まず専門職員の配置ですが、地域包括支援センターに配置する職員、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員という3職種を配置することになっていまして、さいたま市では平成27年度から地域包括支援センターに配置する職員の人数を条例で規定しております、こちらの各高齢者人口に応じて職員配置を行っていただく中で、不在期間が生じてしまったことからC評価としているところがあります。</p> <p>職員の充足につきましては、各包括の法人へ職員配置についての御協力等お願いしています。</p>
伊藤委員	<p>地域包括支援センターもかなり仕事が多くて大変だと思うのですが、その中で人員が足りないとなると余計に仕事が増して負担が多くなると思います。</p> <p>今年度はちゃんと人員が足りているかの確認だとか、1年後にまた評価がCになってしまうと、それは評価していくのにおかしいのではないかと思います。</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。人員の不足につきましては、私共も問題意識をもっております。各地域包括支援センターの訪問等実施いたしまして、人員が足りていない所、評価Cの所は重点的にヒアリングまたは助言等を行っており、いつまでに足りない職員については配置ができるのかといった様な調整を現在行っているところでございます。</p>
会長	<p>他にご質問・ご意見等ございますか。</p> <p>次に、議事(3)「平成27年度さいたま市在宅介護支援センター実績報告・自己評価」について、事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>議事(3)平成27年度さいたま市在宅介護支援センターの実績報告・自己評価について、説明いたします。事前送付資料の95ページをお開きください。</p> <p>本市では、地域包括支援センターのブランチとして35の在宅介護支援センターが市内にあります。在宅介護支援センターでは、地域包括支援センターの業務の一部を実施しており、その実績報告となります。平成27年度の総合計は、総合相談業務1,052件、会議地域福祉活動の活動件数は1,745件となっております。</p> <p>在宅ケアプランは見守り支援を行っている業務で、支援件数は1,217件です。</p> <p>97ページからは平成27年度さいたま市在宅介護支援センターの自己評価を掲載しております。</p> <p>自己評価の流れとしましては、各評価内容とその基準に沿って毎年度2月から3月に在宅介護支援センター自己評価を実施し、3月末までに在宅介護支援センターから、さいたま市社会福祉協議会に委託して運営している包括・在宅総合支援センター及び各区高齢介護課に提出しています。包括・在宅総合支援センターでは、内容を確認し、必要に応じて聞き取り等を行っております。</p> <p>評価の中で「C」と評価しているセンターがございますが、こちらは評価基準に定められた事業の該当がなく、実施がなかったため「C」と評価しているものです。</p> <p>以上で、議事(3)平成27年度さいたま市在宅介護支援センターの実績報告・自己評</p>

	価について説明を終わらせていただきます。
会長	ありがとうございました。ただいまの説明について、ご質問・ご意見等ございますか。
角田委員	地域包括支援センターの自己評価の項目と在宅介護支援センターの自己評価の項目が違うのですね。つまり区役所からの評価が全く載っていないのですけれど、どうして評価の仕方がかわっているのかお教えいただければありがたいですが。
事務局	在宅介護支援センターの評価の項目ですが、先ほども申し上げましたように、地域包括支援センターの一部の業務を実施しています。こちらの業務内容等は限られたこともありまして、現状は在宅介護支援センターの自己評価の実施だけとなっております。今後、自己評価から区の評価の実施等の検討を進めていきたいと思いますが、現状のところ在宅介護支援センターの自己評価の実施のみです。
角田委員	それでは、区の評価を将来はやっていかれるのか。それとも、それはもう考えてないということなのでしょう。
事務局	今後、第二の評価についても検討していく方向で考えています。
角田委員	わかりました。
会長	<p>ブランチですので、地域包括支援センターと同レベルで評価できるかどうかということは、また議論が残るところだと思います。</p> <p>ざっくりばらんに伺いたいと思います。例えばこういう評価が悪いと当然行政指導というかたちになると思いますが、それでも改善がならないという場合、もしくは評価がずっと低いままという場合には、包括の取消しもあるということになるのでしょうか。もしくは、評価がたとえば毎年低いということが続いているということで、それに対する罰則ではないですが、逆に評価が良いところにはインセンティブがあるとか。世の中は普通そうなっていますので、行政のサイドからはどうお考えでしょう。</p>
事務局	<p>たしかに包括自体は業務委託していますので、業務金額につきましては委託料のなかで賄っているというのが現実です。たしかに、業務の良い悪いということの評価として表していただきたいと思いますが、特に良い評価のところにはインセンティブという考えは、今のところ持ち合わせていません。</p> <p>ただし、悪い評価のところにつきましては、さきほどの人員の欠員も含めましてしっかりと地域の中核となる施設であり、市民のサービスの向上ということを目的として配置していますから、当然適正な運営になっていただくよう助言等は行っています。</p>
会長	<p>わかりました。ありがとうございます。そうゆうことに関しての情報をこの場で議論したいと思いますが、適宜情報に関して公開して頂ければと思います。</p> <p>他にご質問・ご意見等ございますか。</p> <p>次に、議事（４）「平成２８年度さいたま市地域包括支援センター事業計画書について」ご説明をお願いします。</p>
事務局	議事（４）平成２８年度さいたま市地域包括支援センター事業計画書について説明させていただきます。事前送付資料１１１ページから平成２８年度の各地域包括支援センターの事業計画書を掲載しております。内容については、運営方針、職員体制、営業日・営業時間、事業内容、在宅介護支援センターと取り組む事業計画、年間重点事

	<p>業目標2つがあります。在宅介護支援センターと取り組む事業計画は、平成28年度地域包括支援センター運営方針において、在宅介護支援センターと事業計画を作成するという記載していることにより設けました。各センターの事業計画の内容については省略させていただきます。</p> <p>以上で、議事(4)平成28年度さいたま市地域包括支援センター事業計画書について説明を終わらせていただきます</p>
会長	ただいまの説明についてご質問・ご意見ありますでしょうか？
佐々木委員	120ページ(2)権利擁護業務 イ 高齢者虐待への対応にさいたま市虐待対応マニュアルとありますが、施設の独自のマニュアルは市に提供しているのでしょうか？
会長	ただいまの佐々木委員の質問について、説明をお願いしたいと思います。
事務局	虐待対応マニュアルと記載されておりますが、確認したところ、平成24年か25年に地域包括支援センターと高齢福祉課で虐待対応のフローチャートを作ったと聞いており、それに沿って対応しております。他の包括の事業計画の中にもこういったフローチャートという言葉が入っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。
会長	<p>よろしいでしょうか？他にご意見・ご質問等ございませんか？</p> <p>この事業計画書はすでに出されていて、実施されているという理解でよろしいのでしょうか。提出していただいた際はどこかでチェックをするという事はされていますでしょうか？</p>
事務局	各区の高齢介護課でチェックをしております。
中田委員	<p>148ページの年間重点事業目標に「28年度中に第2層協議体の設立を目指します。」、これは、新しく始まる生活支援の第1層のコーディネーターがさいたま市、第2層が域包括支援センターの中に1名ずつ配置されるという事だと思っております。</p> <p>具体的にどういう形で包括の所とつながって行くのか？27包括に1名ずつ配置するというコーディネーターの選出の仕方、どこから人を連れてくるのか？</p> <p>実際に2名ほど試験的に始まっているというのは、具体的にどういう形で関わりがあるのか？</p>
会長	3点ほど質問がございましたけれども、事務局の方に説明をお願いします。
事務局	<p>第2層協議体につきましては、地域包括支援センターを相手先として委託をする予定です。先ほどの資料の通り10月からとさせていただいており、会議体を開催していただくということを想定しております。10月からのコーディネーターの配置につきましては、地域包括支援センター運営とは別に新しく生活支援体制事業といたしまして、新たに追加で1名配置していただくということで包括の運営法人にコーディネーターについて人選をお願いして、実施していただきたいと考えております。</p> <p>先行して実施しております2圏域につきましては、昨年度の場合、モデル的に実施ということで、包括の人員体制のまま職員が兼任という形で、試験的に対応していただきました。この4月からにつきましては、改めて包括の人員とは別に1名を配置してコーディネーターとして活動していただいております。その方の職種・経歴ですけれども、地域包括支援センターの職員をスライドして、コーディネーターとして配置</p>

	<p>していただいています。先行してやっていたいただいている2圏域につきましては、第1層を受託していただいておりますさいたま市の社会福祉協議会が運営しております2圏域となっております。</p>
会長	<p>ありがとうございます。中田委員、よろしいでしょうか？</p>
角田委員	<p>生活支援コーディネーターのモデル事業を南区と岩槻区でやったと思うのですが、その結果、課題が出たのでしょうか？もし課題が出たのであれば、10月からの実施に有効活用されなければと思いますので、何かあれば教えてください。</p>
事務局	<p>生活支援コーディネーターは、地域の中に入って情報を教えていただきながら活動していくため、地域の方のご理解が必要です。地域に説明に行く際、コーディネーターと地域包括支援センターの管理者の2人で説明に行ったところもあるのですが、やはり区、行政側の説明が必要だのご指摘いただいております。</p> <p>10月からの開始は、区の高齢介護課、地域包括支援センターと一緒に地域に説明して円滑に進められるようにということを準備しているところでございます。</p>
角田委員	<p>現在出ているのは、導入を円滑にするための問題点ぐらいですか？</p>
事務局	<p>実際、今、地域の方で活動しているものを把握するのはなかなか難しかったりもするのですが、そこは地域包括支援センターが今まで培っている地域活動などを通じて取り組んでいるものです。しかし、地域支援会議の参加者のメンバーに地域の方が入っていないところがあったりすると、地域の説明の差が出てしまうので、そういった地域支援会議との関係性も今後の課題と認識しております。</p>
角田委員	<p>わかりました。そういう理由で非常に大変だということですね。まだその先の課題まで行き着いていないという感じがしました。</p>
会長	<p>はい、今のご説明でよろしかったでしょうか？ご意見・ご質問はありますか？</p>
田中委員	<p>社会福祉協議会の方でもやっていると思いますが、そのコーディネーターと今回のそれ（生活支援コーディネーター）とバッティングはしないのですか？</p> <p>地域の中で社会福祉協議会にもコーディネーターを1人ずつ順次送って、一応相談しているところが、いろいろたくさんあります。それと地域包括支援センターのコーディネーターが重なっている部分がかかなりあると思いますが、どのように考えていますか？</p>
事務局	<p>貴重なご意見ありがとうございます。おっしゃる様に地区社協で配置、設置しているコーディネーター機能がございます。地区社協の圏域、活動範囲と今回の高齢者生活支援体制整備事業で配置するコーディネーターは類似する部分ではあろうかと思っております。また、地区社協のコーディネーターは、圏域や対象者を広くお持ちになっていただいていると思っております。さいたま市の高齢者生活支援体制整備事業のコーディネーターにつきましては、先ほど、ご説明させていただいた通り、さいたま市では日常生活圏域を定めており、そこに高齢者に特に配慮したコーディネーターの配置となっております。先ほどと復唱してご説明となってしまいますが、対象者が微妙に違ったりもしますが、今後、地区社協のコーディネーターと情報共有、連携等として進めていく必要があると私どもの認識でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございます。ただ今、ご説明いただいたのは行政説明に関する事ですの</p>

	<p>で、今のご審議は、あくまで事業計画でございます。こちらをご注視いただいて、ご質問お願いします。</p>
長塩委員	<p>質問というか、希望というかこれを読んでいて思ったのですが、社会福祉士としていろいろな包括に行くのですが、包括の方は忙しい中いろいろやっています。</p> <p>包括によって対応の仕方がまちまちで、例えば虐待の事にしても後見制度の活用にしても対応の仕方がすごく違いますが、評価で見るとみんな「やっている」・「やってない」とか「進めていく」とかになるので、結局、同じ様にしか見えないのですね。</p> <p>地域ケア会議を開くにしても、実際は忙しいから年に何回しか開けないと思うのですが、せっきゃく統計に消費者被害、高齢者虐待、成年後見制度がまとめて出てきても、このまま活用されないと何もならない。総合相談支援業務・事業計画書の中で、各包括によって、「外向きになっている」ところと「内向きになっている」ところ、「地域の中をとにかく総合相談で頑張っていく」というところ、「同じ区の中の包括と連携を取っていきます」とかもあるのですが、もしかしたら私たちが担わなければならない事なのかもしれないと感じています。</p> <p>包括が自分だけで頑張るのではなくて、中央区なら中央区、西区なら西区の両方で連携して同じように対応出来るとか、虐待が自分の所では解決できたけれども、違う解決方を学ぶとか、是非そんな風にやっていただけたらいいなと思います。</p>
会長	<p>おっしゃる事はよくわかります。それが地域ケア会議という一つの性質として、実は、地域ケア会議は個別の事案を解決する場ではございません。これは学習の場です。様々な事例を挙げていただいて、そういう情報を解決したということを共有する。</p> <p>それは、全地域の中で解決方法を共有して、それを広めていく事が目的ですので、地域ケア会議、そのものが非常に重要になってくると思うのです。</p>
長塩委員	<p>地域ケア会議は区ごとの地域ケア会議ですか？</p>
会長	<p>ええ、地域ケア会議はステップをおいていますので、様々なケア会議がございます。ここに書いてございます。質問、お話がずれてしまうので、あまりお時間取れないのですけれども、地域ケア会議のステップは4段階に分かれておるので、それは前回説明がございました。もし資料ありましたら、お読みいただきたい。</p>
長塩委員	<p>すみません。総合相談支援業務の計画書に外向きに他の包括ともつながることが書いてあるところが少ないので是非、そういった目で仕事してもらえたらいいなと。</p>
会長	<p>そういったご意見で補足すれば長塩委員にご指摘いただいたように いただいた資料で、例えばですが権利擁護のケースがのっておりました。20ページから権利擁護事業実績がございます。こういった事例を把握している事を土台にその問題分析をして抽出し、そこから例えば重点目標項目を拾い上げるという風なプロセスをきちっと明確にしてもらいたい。ただ単に、事業計画として恰好のいいものばかり並べるとか、思いつきで整理するのではなくて、地域ごとに本当にある問題を解決するという視点から、この事業計画を立てられるようにご指導していただきたいと思います。そういった事をこの会議で事務局側に強く要望したいと思いますが、いかがでしょうか？</p> <p>はい、といったところでございますので、是非これは議事録に書いていただいて、事業計画の作成法のプロセスとして明確にしていきたいと思います。そして重点</p>

	<p>目標に掲げることがきちんと現実性のあるもの、尚且つその評価の方法もなるべく数値化してわかりやすく、実績が見える形にさせていただきたいというのが当運営協議会の要望である気がしました。よろしいでしょうか？お時間がございませんので、次の議事に入らせていただきます。</p> <p>(5)「平成28年度さいたま市地域包括支援センター連絡会の開催状況について」事務局に説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>議事(5)平成27年度さいたま市区地域包括支援センター連絡会の開催状況について説明させていただきます。本日配布しております当日資料の2ページをご覧ください。</p> <p>平成28年度に実施しました「さいたま市区地域包括支援センター連絡会の開催状況」につきましては、当日資料に記載がございますが、各区役所高齢介護課から会議の内容について報告いたします。</p> <p>説明については、西区役所高齢介護から岩槻区役所高齢介護課まで一連の流れで報告させていただきます。</p>
西区高齢介護課	<p>西区連絡会開催状況について説明させていただきます。西区では6月14日に連絡会を開催させていただきました。連絡会での審議事項、内容については記載のとおりでございます。次に連絡会で出ました課題や意見についてですが、包括から地域支援会議の際に高齢化が進んでいる地域とのコミュニケーションがとれず、心配であるという課題が出されました。それに対して地域支援会議の他のメンバーの方が該当する自治会長さんにお声をかけていただいて、早速、今年度の地域支援会議に出席をしていただいたとこれを聞きまして、コミュニケーションを図ることができたとご報告をいただいております。また意見につきましては、事務局の方から生活支援体制整備事業について説明した際に意見が二点ほど出ております。</p> <p>一点目としましては、一般市民の方は新しい総合事業についてまだまだ知らない方が殆どだと思います。代表でもいいので早い段階で周知する必要性があるのではないかとご意見をいただいております。</p> <p>二点目としまして、先ほど話が出ていましたが、新規事業につきましては地域の方とのつながりが大変重要であると是非ですね、包括に丸投げすることなく携わって、共同で実施していくようお願いしたいとご意見がございました。区としましても新規事業の実施にあたっては包括と連携を取りながら実施して行きたいと回答をしております。</p>
北区高齢介護課	<p>北区では6月16日に開催しております。開催の内容につきましては、資料に記載の通りでございます。連絡会の意見ですが、始めの3ポイントにつきましては、各包括から挙げられた地域課題とその対応と伺っております。</p> <p>内容については、共通するところがございますのでまとめて説明させていただきます。地域や家族とのつながりを無くした高齢者は孤立、閉じこもりがちで支援が困難となる要因となっている事から早期に発見し、支援される事が必要である。そのためには、民生委員や包括だけでは無く、近隣の方であるとか近隣の方の引き継ぎであるとか、地域活動に誘引するための情報発信が必要であるとともに見守る力を確かな物</p>

	<p>にしていくことが重要であるとの認識が示されました。また地域活動の支援を通じまして軽度認知症等に気づき、支援に結び付いた事例などから、高齢者が地域との関わりを持ち続けられるような地域活動や通いの場を作っていく事も必要であると意見がありました。次に徘徊高齢者の対応ですが、地域で徘徊高齢者があったということから、その発見方法について質問がございました。こちらについても地域による見守りの強化、みんなで周りから見ていてあげる事が大切だと意見があり、地域の目が届かないところについては市の徘徊見守り SOS ネットワークの活動についても説明しました。</p>
大宮区高齢介護課	<p>大宮区では区の連絡会が6月30日に行われました。内容につきましては、資料に記載の通りです。内容について、前回の地域支援会議において地域のネットワーク作りが重要であるとの意見をいただきまして、対応としまして、高齢介護課の職員と地域包括支援センターの職員が地区民生委員事業協議会に参加して、業務の周知を行いました。区の連絡会の意見としては高齢者が増加するので体力づくりなど自己管理できるよう啓発してはどうか。生活支援体制整備について早く市民に周知したほうがよいのではないか。自治会をやめる高齢者が多く、地域から孤立しているとの意見を頂戴しました。</p>
見沼区高齢介護課	<p>見沼区では6月30日に開催をいたしました。内容につきましては、資料の通りでございます。意見、課題等ですが、見沼区ではそもそも、「地域課題とはなんだろう？」というところを改めて考える事になりまして、2年間で扱った事例につきまして、一覧で我々も示してみたところですが、結局、困難ケースが持ち上がった時に個別支援会議が開催されているということで、困難ケースは地域性が特になく、比較的にない傾向があるという事で、この一覧表では地域課題、特性を見ることは難しかったということで、この一覧表を作って改めてもう一度、地域課題はあるのか、区あるいは包括とあわせて引き継ぎみたいなものをして顔を覚えていきたいと思っております。</p> <p>地域の情報がなかなか包括に集まってこない自治会で止まってしまったり、あるいは地区の民協さんで止まってしまったり、そういった情報を包括の中で共有できないか、そういう体制作りが必要ではないか、そのような話し合いが行われました。</p>
中央区高齢介護課	<p>中央区は区の連絡会が6月17日に行われました。内容につきましては、資料に記載の通りでございます。</p> <p>連絡会での質問や意見についてでございますが、ある団体の活動内容について地域包括支援センターに相談が行くのかどうかということで、ご質問いただき、回答としましては、包括で協力できる点があれば話を伺い、その活動内容が高齢者の支援につながるようなものであれば、今後設置される高齢者生活支援体制整備事業の第2層協議会でご意見をいただくこともできるのではないかと回答をしております。また、意見としましては、生活機能の低下が心配される方について把握漏れがないように基本チェックリストの実施や収受方法を検討していく必要があるのではないかと意見がございました。</p>
桜区高齢介護	<p>桜区では6月22日に開催しております。平成29年4月から新しい総合事業に移</p>

課	<p>行するために体制整備といたしまして、各地域包括支援センターに生活支援コーディネーターを配置すること。協定の設置について説明させていただき委員の皆様の支援体制について、ネットワークが重要であることから今後のご協力をお願いいたしました。</p> <p>また、本年4月に改正いたしました地域包括支援センター運営方針につきましてブランチである在宅介護支援センターとの連携等が明記されたことも説明いたしました。委員の方からいただいた主な意見につきましては、まず事業計画書の中に困難事例の対応とごさいまして、地域で高齢者生活困窮、児童を含む若年層の家族構成で虐待等の問題が発生した場合、早急な対応が必要であるが、難しいのではないかとご意見があり、困難事例につきまして複合している場合は関係機関と協力をしながら進めていますが、優先事項につきましても迅速な対応ができる様に関係機関と連携を取りながら関係を強化して行く事をお伝えしました。</p> <p>また、同じく事業計画書の中に年間重点目標の社会資源の発掘ということにつきまして、既にある資源の活用ではなくて新たなる発掘だと難しいのではないかとご意見いただきました。</p> <p>本年から高齢者生活支援体制整備を進めていくため協議会において多様な連携等によるサービス創出、元気な高齢者担い手を活躍できる場などの資源開発を目指していくことをお伝えしたところでございます。</p>
浦和区高齢介護課	<p>浦和区では6月23日に連絡会を開催しております。連絡会の内容につきましては資料に記載の通りでございます。</p> <p>連絡会では各包括支援センターからの活動報告などにおきまして共通の対応となっており、認知症予防に関する取組についてご意見ご質問をいただいております。</p> <p>若年性認知症に対する包括支援センターの対応、認知症初期集中支援チームの活用状況についてご質問がございました。若年性認知症に対する包括の対応につきましては市が委託しておりますアクティ浦和を紹介していることを伝えました。また、認知症初期集中支援チームにおいて、実施機関であります精神神経センターと連携、訪問を実施している状況を説明しております。</p> <p>認知症初期集中支援チームの活用状況でございますが、各包括とも症例を支援チームに挙げまして、地域包括の精神科医を含めた専門職でチームを組み、訪問・往診を実施していることやこれまで医療につなげる事が難しかったものの本事業により家族の同意を得ながらアウトリーチしていくことができるようになった事を報告しております。委員の方からは、往診に来てくれる精神科医はいらないとの意見をいただいております。</p> <p>その他、浦和区の4包括が中心となって浦和区キャラバンメイト会を立ち上げておりますが、キャラバンメイトは地域に眠っている資源と思われ、掘り起こす、活用することで包括の負担を減らす事ができるのではないかとご意見をいただいております。</p>
南区高齢介護課	<p>南区は6月9日に開催しております。連絡会の内容につきましては、資料に記載の通りでございます。区連絡会から出た意見を二件ほど報告させていただきます。</p>

	<p>まず一件目でございます。事業実績月報中、介護予防ケアマネジメント業務のところにチェックリストを行った件数および、それが介護予防に結び付いた件数これを報告としてチェックができるのであれば検討してもらいたい。</p> <p>二件目でございます。平成29年4月から新しい総合事業に移行することになりまして地域包括支援センター業務評価上、先ほど総括表はご覧いただいているかと思いますが、個々の評価項目の中で特に介護予防ケアマネジメント事業の評価項目について実際一次予防、二次予防ということではなく、一般介護予防に移行するという事でございますので当該評価基準がそぐわなくなっているだろうとご指摘をいただいております。評価基準の見直しをなるべく早くお願いいただければという意見を頂戴しておりますので、この場でご報告させていただきます。</p>
緑区高齢介護課	<p>緑区は6月7日に開催させていただきました。内容につきましては資料に記載の通りでございます。生活支援体制整備事業につきまして、生活支援コーディネーターの配置及び協議体の設置の説明を行い、事業推進について確認作業・ご協力等を依頼してございます。</p> <p>区連絡会で出た意見につきましては、うんどう教室を各公園や公民館等で開催場所を固定して実施しているわけですが、高齢者の方の中には会場が遠かったりもするので参加したくても参加できない方がいるというお話がございまして、もっと身近な場所、例えば自治会単位で使用できる等臨機応変な対応等できないかというご意見がございました。これについては、現在実施しているうんどう遊園地域指導員派遣事業、これはそういったニーズに合致するものになりますので、具体的な方法があれば相談をしていただきたいと思いますとお話をしました。</p>
岩槻区高齢介護課	<p>連絡会の開催日は6月28日でした。内容は記載の通りでございます。</p> <p>意見としましては大きく分けて3つほど出ております。心身疾患などにより、親の年金をあてに生活をする40代、50代の息子、娘の増加があり、本人のプランを作成するのに苦慮するケースが増えてきております。地域の中でも精神疾患に対する理解を広めこれからは身近な問題として、地域で支援していく風潮を作る必要があるのではないかと意見が出ております。</p> <p>二つ目としては、地域支援個別会議で見えてきた・出てきたキーワードとしまして、独居、認知症から地域で暮らしていけるサービス、知恵を出し合って把握した地域の実情を生活支援体制整備事業の協議体に生かしていけたらという意見が出ました。</p> <p>最後に精神疾患による困難ケースが増加傾向にありまして、特にその中にゴミ問題が多いです。このゴミ問題につきまして自治会や行政、関係機関との連携、支援の在り方、医療の関わり方について意見が出ました。</p>
会長	<p>ただ今の説明に関しまして、ご意見、ご質問等ございましたら、頂戴したいと思います。</p>
鈴木委員	<p>北区の高齢介護課にお伺いしたいのですが、こちらの方に出ている中で閉じこもりの軽度認知症や虚弱な高齢者に対してというところでは、これからどんどんそういう方が増えていくと思います。その介護の中で自主グループの新たな参加者の獲得と自主運営を後方支援すると書いてありますが、自主グループ、データとして、どの</p>

	<p>ような方がメンバーとして自主グループをつくられているのか、どんな人が具体的に活動されているのか。</p> <p>自主運営を後方支援するとありますが、具体的にどのような運営について後方支援されているのかを把握されている範囲でお聞きできればと思います。</p>
北区高齢介護課	<p>ただ今の質問にお答えします。自主グループですが二次予防の卒業生、こういった方が中心となっております。それから後方支援については、包括の方で後方支援するのですが、包括だけですと人員の体制が難しいというのもありまして、大学生のボランティアを募りまして、若い方と一緒にやってもらう形で連携を取って活動しております。</p>
会長	<p>だいぶ細かい内容でございますので、多々ご質問あるかと思いますが、あまり細かい事をずっと聞いていますとお時間が足りなくなると思います。全体総括して、何かご意見とかご質問ございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか？</p>
長塩委員	<p>見沼区からの実例で地域包括支援センターからあがった事例が似通った傾向でそこから地域課題を抽出する事ができなかったのか。似通ったケースだからこそ、それが地域課題だと思うので、最後にお話して下さった岩槻区のようにそこに焦点をあてて是非取り組んでいただけたらいいなと思います。見沼区さんを見たら独居の方が多かったのが課題なのかなと思います。</p>
見沼区高齢介護課	<p>ご意見ありがとうございます。もちろん委員さんおっしゃる通りですが、それとは別の観点で地域独自の地域の特性というか、見沼区の中でもたくさんエリアがございますので、そういったエリア毎のそういう特性を含めて考えていくべきではないかと話もあがったところです。これからの総合支援事業に向けては、やはり地域のエリアの広さも色々あり違った部分があるのではないかと、そういった意味合いからも検討したということで、委員がおっしゃるのも、もちろんだと思っております。</p>
会長	<p>私が今わからなかったのは、おっしゃる地域の特性は委員がおっしゃった特性だということで、本当はそこが問題点で、実はそこにあるのだという風にすり替えてしまうのはよろしくないと思います。</p> <p>要するに、偏見でもって地域の特性はこれだということで凝り固まってしまって、本当の問題点は見えてこないと言う事が一番それこそが問題だと言う事です。</p> <p>地域の中で困っている事はたくさん出てくるので、積み重なってくるから、それが本当の問題だと思いますが、違いますか？</p>
長塩委員	<p>今、あがっている問題を一つ一つみんなで解決していくことで解決していくと私は思います。</p>
見沼区高齢介護課	<p>それはもちろんそうですが、見沼区の中で、地区ごとに「高齢者が非常に多い世帯」だとか、地域ごとに差があったりするので、そういった部分について、それぞれの地域の特性とかあるのではということなのですね。そうすると必然と高齢者が多い所は多い所なりのケアの方法が他のエリアとは違ったりするのではないかと。</p>
会長	<p>すみません。ちょっとわかりません。高齢者が多いから問題というのはちょっと差別的というか、偏見だと思いますよ。高齢者が多くてもいいのです。それが今の長寿社会の特徴なのです。高齢化を何か1つの問題ととらえてしまうのは、これは非常に</p>

	<p>おかしな事だと思います。高齢者が多い社会で安心して暮らしていける社会が天国であって高齢化は喜ぶべき事だと思います。</p>
見沼区高齢介護課	<p>私の言い方が悪くて申し訳ないですけど、もちろん個々のケースを解決するというのはもちろんやるべき事だと思っています。ただ見沼区の中では高齢者がどうのこうのではなくてどういった支援が、今後必要なのだろうと考えた時にそもそもどういった問題が地域毎にあるのかなというのが最初のスタートだったのですね。今までの地域ケア会議、地域支援個別会議だと難しい案件が出てきて、それについて皆さんが議論して解決していったところではあるので、一つ一つのケースについてこう解決しましたという事は出てはいるのですが、これから、これは一つのケースであって他の色々なケースが考えられた時にどういう支援の方法がいいのか、それが多少エリア毎に違ったりするのではないかと、そういう視点から探りたかった。そもそも地域課題とは何かという中でそういう媒体で使わせていただいたというところです。</p>
会長	<p>すみません。よろしいですか？色々ずれている所があるかもしれません。そこでずっと止まっていると話が前に進みませんので。地域の問題を探るというのはもちろん地域の地理的な問題とか風土とかあるでしょうけれど、一つ一つあがってきた問題を潰していくというのが大事な事でそこから様々な解決法を学んでいくとなりますので、そういったものは大切にしていきたい。よくあることだからと蓋をせずに、よくある事が実は本当は大事な問題点だったりします。他に全体的に通してご意見、ご質問ありますか？</p> <p>次に最後の（６）「平成２７年度介護予防事業実施状況等について」説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>議事（６）平成２７年度介護予防事業実施状況等について、説明させていただきます。事前送付資料の１０２ページをご覧ください。</p> <p>介護予防事業としまして、元気な高齢者が参加できる一次予防事業と生活機能が著しく低下している高齢者が参加できる二次予防事業がございます。</p> <p>１０２ページでは、平成２７年度の一次予防事業と二次予防事業各事業の教室参加者数や活動回数等の前年度比で記載しております。</p> <p>一次予防事業につきましては、前年度に比べ増加しており、二次予防事業につきましては、前年度に比べ若干減少しております。</p> <p>１０３ページからは、各区の一次予防事業の実施状況の詳細となっております。</p> <p>１０９ページは二次予防事業の教室の参加者数になります。</p>
会長	<p>ありがとうございました。平成２７年度介護予防事業実施状況等について、ご意見、ご質問ある方は頂戴したいと思います。挙手をお願いします。</p>
角田委員	<p>さいたま市歯科医師会から代表で出ているので気になる事があるのでお聞きします。１０２ページ口腔機能向上教室は、高齢者が自分の口の中を口腔清掃、セルフケアできる事と、もう一つは口の中と周辺筋肉、ペロも含めて、機能回復する事により、摂食嚥下機能の回復。つまり誤嚥性肺炎の予防の非常に重要な教室です。さいたま市歯科医師会が歯科衛生士会と協力して各区でやっている事業なのですが、人数がそう多くないと思うのですが、全然伸びがなく他の所と比べてずいぶん少ないのは、対</p>

	<p>応に何か問題があれば次の課題として直していかなければいけないので、ご指導いただければありがたい。</p>
会長	<p>ということで角田委員のご意見ということでよろしいですか？何かそれに関してコメントございますか？</p>
事務局	<p>申し訳ございません。この資料の訂正をさせていただきたいのですが、二次予防事業の表のところ、両方とも平成27年度と表記されています。</p>
会長	<p>102ページの二次予防教室の項目でしょうか。資料のミスタイプが目立ちますので、十分気を付けていただきたいと思います。</p>
事務局	<p>こちらのほうですが、右側の列、この例でいきますと435とありますが、こちらが平成26年度になります。口腔機能向上教室、大変有意義な教室をやっていただいておりますが、確かに参加者が少ない状況でございます。今後、分析等を進めながら歯科医師会様とご相談させていただきながら、来年度、新たな事業等もありますので今後を見据えて教室等の見直しを図ってまいりたいと思います。</p>
会長	<p>その辺を関係の方々とのすり合わせを含めて、ご指導のほどよろしくおねがいします。</p> <p>他に何か、介護予防の実施状況についてご質問、ご意見ありますでしょうか？</p> <p>だいぶ時間がおして参りました。お1人でしたら、お受けできると思いますけど、よろしいですか？</p> <p>(7)「その他について」説明を求めたいと思います。</p>
事務局	<p>(7)「その他について」説明します。</p> <p>平成27年度中に浦和区北部圏域地域包括支援センターについて移転をおこないましたので報告いたします。住所等については、事前送付資料110ページで御確認いただけます。</p> <p>平成27年度から協議しています、地域包括支援センターの公正・中立性について「要支援から要介護になる高齢者の地域包括支援センターから居宅介護支援事業所へ引き継ぎにあたりましては他市の状況の情報収集を行っておりをまとめているところであります。</p> <p>平成27年度第2回地域包括支援センター運営協議会の委員から意見等に対する回答として、お渡ししている資料5で御確認いただければと思います。</p> <p>先ほど、議事(2)「平成27年度さいたま市地域包括支援センターの業務評価について」、藤谷委員より評価の方法は書面で行っているかのご質問をいただいたので、こちらの方で「はい。」とお答えしましたが、正しくは書面だけではなく地域支援センターを訪問して、職員にヒアリング、書類などのチェックを行って評価をしております。この場で訂正させていただきます。資料3の平成28年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会差替え資料につきましては(2)平成27年度さいたま市地域包括支援センターの業務評価の70ページを差し替えさせていただきます。また103ページにつきましても同様に差し替えさせていただきます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。ただ今の説明につきましてご意見等、ご質問ございましたら、頂戴したいと思います。</p>

清水委員	<p>今日は行政説明ということで終わったので、あまりこちらの方から伝えられなかったというのがあるのですが、総合支援事業に関しまして目前に迫っている中でサービス等の事もあります、自分の立場からするとケアマネとして今後どのような形で対応していけばいいのか。サービスにつなげるにあたってのマネジメントをどういう風にしていかなければいけないのかというところを半歩でもいいので早めにお示ししていただくほうが、現場の方で利用者さんに終始色々伝えていくこともあり、そういう役割を担っていくからと思いますので、できる限り少しかえていただきたいと思います。</p>
会長	<p>ありがとうございます。とても重要なご指摘だと思いますので、その辺を踏まえて早めのご対応をお願いしたいと思います。合わせてコーディネーターの職種といえますか資格ですね、どういった方がお出来になるのかというアドバイスが適切にできるようにとかそういったご配慮を前もっていただきたいと感じます。他に何かございますか？</p>
事務局	<p>事前送付資料につきましてこの場で訂正させていただきます。4ページからのさいたま市地域包括支援センターの運営方針ですが、6ページの内容が7ページ、7ページの内容が6ページです。申し訳がございませんでした。</p>
会長	<p>資料の訂正、ミスタイプが目立ちますので、十分気を付けていただきたいと思います。委員の皆さん、混乱してしまいますので、十分なご注意、配慮をもってしていただきたいと思います。よろしいでしょうか？もし特になければ、以上で本日の議事についてすべて終了いたしました。実は時間が25分超過してしまいました。申し訳ございません。ここで議長の職は降ろさせていただきます。ありがとうございました。</p>
会長	<p>ありがとうございました。また委員の皆様、遅くまでどうもありがとうございました。お気をつけてご帰宅のほどお願いします。</p>
司会	<p>長時間に渡るご審議、貴重なご意見ありがとうございました。</p> <p>最後に事務連絡させていただきます。次回の運営協議会につきましては12月予定しておりますので、改めて別途ご案内をさせていただきます。</p> <p>本日は資料ミスなど不手際がありまして申し訳ございませんでした。</p> <p>それではこれもちまして平成28年度第1回さいたま市地域包括支援センター運営協議会を閉会とさせていただきます。誠にありがとうございました。</p>